

第四次開成町行政改革大綱（平成17年度～平成24年度）における主な成果

体系Ⅰ 事務事業の見直し

- ・250万円以上の請負工事に工事成績評定制度を導入
- ・事務事業評価（平成19年度～）、施策評価（平成21年度～）を実施
- ・平成22年度に実施した事業仕分けの結果を受け、敬老祝いの金額改定、校務用パソコンの整備手法の見直し、各種観光事業のあり方の検討などを実施

体系Ⅱ 組織・機構の見直し

- ・職員の能力評価制度の導入
- ・機構改革の実施（平成18年度・保健福祉課の分割、平成22年度・自治活動応援課の創設等）
- ・審議会のあり方などを検討し、環境分野における関係組織を整理
- ・新たな開成町人材育成方針を策定
- ・適正な組織の検討に資するための業務量調査の実施



平成22年に創設された自治活動応援課

- ・指定管理者制度の導入（福祉会館・地域集会施設・自転車等駐車場・開成水辺スポーツ公園）
- ・開成南小学校の給食調理業務を民間委託
- ・コンビニ収納の開始
- ・県内14町村による電算システムの共同化の実現
- ・県西地域2市5町による広域消防の実現



指定管理者制度が導入された自転車等駐車場



広域化に伴い発足した小田原市消防「高度救助隊」

体系Ⅲ 効率的な行政運営

- ・経常収支比率等の目標を定め財政運営の健全化を推進
- ・計画的で組織的な滞納整理の推進
- ・下水道使用料の料金改定

体系Ⅳ 財政運営の健全化

- ・「あじさいのまち開成自治基本条例」、
- 「開成町パブリックコメント手続条例」の制定
- ・まちづくり町民集会の定期的な開催
- ・町民活動応援事業の実施
- ・各種協働事業の実施（総合計画の策定、各種スポーツ教室、弥一芋リバイバルプロジェクト、NPO法人との教育分野・環境分野での連携）



まちづくり町民集会（平成24年度）

体系Ⅴ 協働の推進



町行政改革推進委員会小澤委員長から町長への答申

町では、簡素で効率的な行政運営をめざして、過去に4次にわたって行政改革を進めてきました。

このたび、第五次開成町総合計画のスタートに合わせ、行政改革の指針となる第五次開成町行政改革大綱を策定しました。

●策定の趣旨

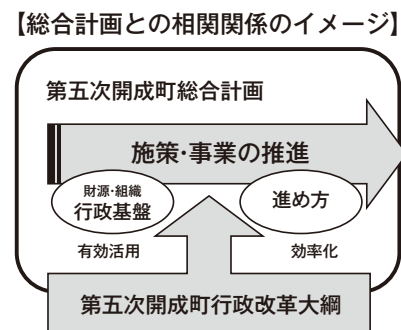
平成25年度からスタートした第五次開成町総合計画を着実に推進するための基盤づくりの一環として、行政改革の指針である第五次開成町行政改革大綱を平成25年3月に策定しました。

策定にあたっては、町の行政改革に関する審議機関である町行政改革推進委員会への諮問を行い、さまざまな意見

を伺いながら大綱をまとめました。

●大綱の位置付け

第五次開成町行政改革大綱は、第五次開成町総合計画に掲げた施策・事業を効果的・



将来都市像
「明るい未来に向けて
人と自然が輝くまち・開成」

- 効率的に進めるための指針として、行政基盤を見直す役割を果たすものです。
- 大綱の構成
- 1 基本方針
- 『集中的な取り組みによる効果的な行政改革の実現』
- 第五次開成町総合計画に掲げた施策・事業を推進するために必要な行財政資産を確保することを目的に、全庁的な課題を中心に集中的に取り組みを進めていきます。
- 2 改革の視点
- 基本方針に基づき行政改革を進めるにあたり、その方向性を示すものとして、次の5つの改革の視点を設定し、改革に取り組みます。
- ① 行政運営を支える適切な組織機構等の整備
 - ② 財源の確保と効果的な配分
 - ③ 広域行政の推進
 - ④ 広聴活動の充実と情報公開の推進
 - ⑤ 全庁的な管理体制の構築
- これらの改革の視点に基づき、4つの取り組み方針を定めて、行政改革を進めます。

4つの取り組み方針

事業推進体制の整備

第五次開成町総合計画を着実に推進するとともに、質の高い町民サービスを提供するため、組織・機構の見直しや人材育成を進めます。

健全な財政運営

第五次開成町総合計画に掲げた施策・事業に効果的な財源配分を行うとともに、客観的な基準に基づき健全な財政運営を進めます。

広域行政の推進

効率的な行財政運営を進めるため、町単独では解決しにくい課題に関して、近隣市町との新たな広域連携の検討を進めます。

広聴活動と情報公開の推進

町民との協働による町政を実現するため、広聴活動の充実を図るとともに、積極的に行政情報を発信します。

簡素で効率的な行財政運営

きめ細かな行政サービスの実現